

北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成27年1月20日
公正取引委員会

公正取引委員会は、北海道に所在する農業協同組合等^(注1)（以下「農協等」という。）が発注する低温空調設備工事^(注2)の工事業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、農協等発注の特定低温空調設備工事^(注3)について、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

また、農協等から施主代行業務^(注4)を受託していたホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）に対し、ホクレンの一部の職員の行為が上記違反行為を誘発し、助長していたものであると認められたことから、本日、後記第2のとおり、申入れ等を行った。

(注1) 「北海道に所在する農業協同組合等」とは、北海道に所在する農業協同組合又は農業協同組合連合会（ホクレン農業協同組合連合会を除く。）をいう。

(注2) 「低温空調設備工事」とは、農産物を貯蔵又は予冷する施設において、農産物の品質を維持することを目的として、当該施設内の温度又は湿度を調節するために設置される、冷凍機又は冷却器を用いた空調設備の建設工事（当該空調設備に附随する工事を含む。）をいう。

(注3) 「農協等発注の特定低温空調設備工事」とは、農協等が、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせ（以下「競争入札等」という。）の方法により発注する低温空調設備工事をいう。

(注4) 「施主代行業務」とは、施主が、施行管理能力を有する者に委託する、基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行（入札等の実務、工事の施工業者の選定の補助等の業務を含む。）、施工管理等の業務をいう。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者並びに課徴金額

番号	違反事業者 ^(注5)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ナラサキ産業株式会社	札幌市中央区北一条西七丁目1番地	代表取締役 中村 克久	○	1251万円
2	株式会社北海道日立	札幌市中央区北三条東十一丁目20番地	代表取締役 高倉 哲雄	○	404万円
3	三菱電機冷熱プラント株式会社	東京都品川区南大井三丁目14番9号	代表取締役 伊藤 健司	—	—
合計					1655万円

(注5) 以下、違反事業者の事業者名については、「株式会社」の記載を省略する。

(注6) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注7) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならないことを示している。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第三審査

電話 03-3581-3383（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 違反行為の概要

ナラサキ産業及び北海道日立（以下「2社」という。）並びに三菱電機冷熱プラントの3社は、遅くとも平成21年4月8日以降、共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者を受注予定者とする

イ 受注希望者が複数社のときは、施主である農協等が過去に発注した低温空調設備工事の受注実績、ホクレンの担当者が当該農協等の希望等を踏まえて示した意向等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

ウ 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格等以上の入札価格等を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、農協等発注の特定低温空調設備工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

(1) 2社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を取りやめていることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(2) 2社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、農協等及びホクレンに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定してはならない。

(4) 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底（北海道日立にあっては当該行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底）

イ 農協等発注の特定低温空調設備工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

2社は、平成27年4月21日までに、それぞれ前記1の表の「課徴金額」欄記載の額（総額1655万円）を支払わなければならない。

第2 ホクレンに対する申入れ等について

1 本件審査の過程において認められた事実

- (1) ホクレンは、農協等発注の特定低温空調設備工事の大部分について、農協等から施主代行業務を受託していた。
- (2) 農協等が発注する低温空調設備工事のうち一部の工事については、農林水産省又は北海道から、交付金が交付されていた。
- (3) ホクレンの担当者は、ホクレンが施主代行業務を受託した農協等発注の特定低温空調設備工事の競争入札等において、特定の工事業者に対し、当該農協等の希望等を踏まえ、受注予定者についての意向を示すことがあった。また、ホクレンの担当者は、農協等発注の特定低温空調設備工事の競争入札等の実施に当たり、特定の工事業者に対し、当該工事の契約締結の目安となる予算額を教示することもあった。

2 申入れの概要

前記1(3)の行為は、前記第1の2の違反行為を誘発し、助長していたものと認められることから、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、ホクレンに対し、前記1(3)と同様の行為が再び行われることがないように適切な措置を講ずることを申し入れた。

3 候補選考について

ホクレンは、農協等から施主代行業務を受託した者として、交付金の交付決定後に入札を行った場合には農協等が設定した期日までに工事を完了させることが困難と見込まれるものについて、農協等に対し、交付金の交付決定前に低温空調設備工事が施工される施設の建築設計の協力業者を選定する名目の候補選考と称する競争入札等により、当該工事の受注者を選定し、その場合には、改めて競争入札等を実施せずにこれを実施した体裁を整えることを提案するとともに、その実務を担当していた。

このため、公正取引委員会は、ホクレンに対し、入札手続の透明性を確保するための措置を講ずるべきである旨を伝えた。

平成27年（措）第3号

排 除 措 置 命 令 書

札幌市中央区北一条西七丁目1番地

ナラサキ産業株式会社

同代表者 代表取締役 中 村 克 久

札幌市中央区北三条東十一丁目20番地

株式会社北海道日立

同代表者 代表取締役 高 倉 哲 雄

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 ナラサキ産業株式会社及び株式会社北海道日立（以下「北海道日立」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の農協等が発注する低温空調設備工事（以下「農協等発注の特定低温空調設備工事」という。）について、2社及び三菱電機冷熱プラント株式会社（以下「三菱電機冷熱プラント」という。）の3社（以下「3社」という。）が、遅くとも平成21年4月8日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定

者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、農協等及び農協等から施主代行業務を受託していたホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底（北海道日立にあっては当該行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底）
 - (2) 農協等発注の特定低温空調設備工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- 5 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1)ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は北海道知事から建設業の許可

を受け、農協等が発注する低温空調設備工事を請け負う者である。

イ 名宛人以外の三菱電機冷熱プラントは、東京都品川区南大井三丁目14番9号に本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、北海道支店において農協等が発注する低温空調設備工事を請け負っていた者であるが、平成26年3月31日をもって、同支店における事業活動を取りやめており、同年4月1日以降、当該工事を請け負っていない。

(2) ア 農林水産省は、農協等が発注する低温空調設備工事のうち一部の工事について、国産農畜産物の産地競争力の強化及び食品流通の合理化に関する取組等を総合的に支援するため、北海道又は北海道内の市町村を介して、農協等に対し、当該工事に要する経費（消費税相当額を除く。以下同じ。）に係る交付金（以下単に「交付金」という。）として、その経費に係る額の2分の1以内を交付していた。農林水産省は、農協等が交付金の交付を受けるためには、農協等において、低温空調設備工事を行う事業者の選定に当たり、原則として、一般競争入札を実施するものとしていた。

イ 農協等は、交付金の交付を受けるか否かにかかわらず、農協等発注の特定低温空調設備工事について、次の方法により発注していた。

(ア) 一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札又は指名競争見積の方法にあつては、原則として、工事ごとに、予定価格又は見積設計目標価格（以下「予定価格等」という。）を設定して、複数の者から当該工事について入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）を提示させ、予定価格等以下の入札価格等を提示した者の中で最も低い価格を提示した者を受注者とし、当該価格で発注していた。

(イ) 見積り合わせの方法にあつては、原則として、複数の者から当該工事について見積価格を提示させ、最も低い価格を提示した者との間で当該価格を基に価格交渉を行った上で、その者を受注者とし、合意した価格で発注していた。

なお、農林水産省は、農協等が交付金の交付を受けようとする低温空調設備工事について、原則として、交付金の交付決定後に当該工事の入札を行うものとしていたところ、農協等は、交付金の交付決定後に当該工事の入札を行った場合には自らが設定した期日までに工事を完了させることが困難と見込まれるものについて、少なくとも平成21年4月から平成2

6年3月までの間、交付金の交付決定前に候補選考と称して指名競争見積又は見積り合わせを実施し、交付金の交付決定後に改めて一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせ（以下「競争入札等」という。）を実施することなく、当該工事を発注していた。また、3社は、候補選考と称して実施される競争入札等において、当該工事の受注者が選定されるものと認識していた。

ウ ホクレンは、農協等発注の特定低温空調設備工事の大部分について、農協等から施主代行業務を受託していた。ホクレンは、農協等から施主代行業務を受託した者として、農協等に対し、候補選考と称して競争入札等を実施し、その場合には、改めて競争入札等を実施しないことを提案していた。

エ 農協等は、平成21年4月から平成26年3月までの間に実施した農協等発注の特定低温空調設備工事の競争入札等の全てにおいて、少なくとも3社のうち複数社を含む者を参加者に選定するなどしていた。

2 3社は、遅くとも平成21年4月8日以降、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者を受注予定者とする

イ 受注希望者が複数社のときは、施主である農協等が過去に発注した低温空調設備工事の受注実績、ホクレンの担当者が当該農協等の希望等を踏まえて示した意向等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

ウ 受注予定者が提示する入札価格等は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格等以上の入札価格等を提示するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 3社は、前記2により、農協等発注の特定低温空調設備工事の大部分を受注していた。

4 平成26年3月25日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の

合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、農協等発注の特定低温空調設備工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、3社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、2社については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成27年1月20日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 小 田 切 宏 之

委 員 幕 田 英 雄

委 員 山 崎 恒

委 員 山 本 和 史

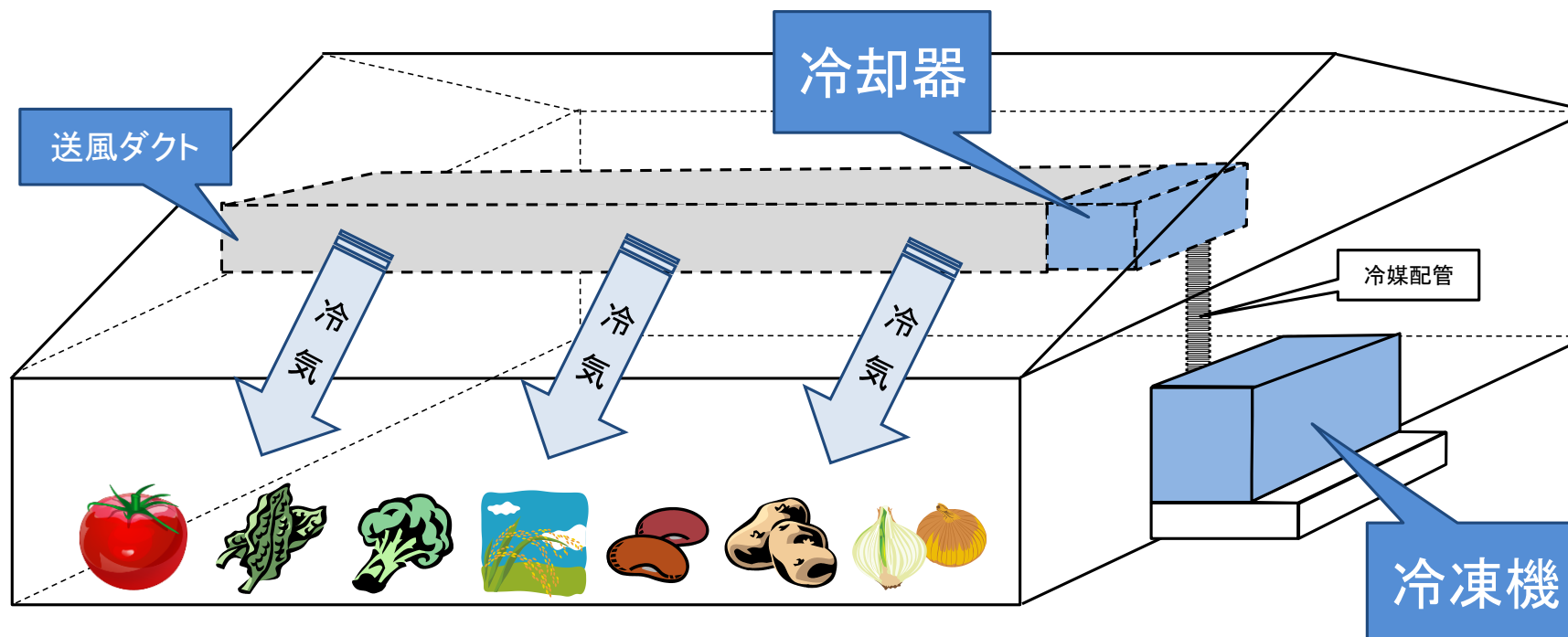
別紙 1

農協等が，一般競争入札，一般競争見積，指名競争入札，指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する低温空調設備工事

別紙 2

番号	用語	定義
1	農協等	北海道に所在する農業協同組合又は農業協同組合連合会（ホクレン農業協同組合連合会を除く。）
2	低温空調設備工事	農産物を貯蔵又は予冷する施設において、農産物の品質を維持することを目的として、当該施設内の温度又は湿度を調節するために設置される、冷凍機又は冷却器を用いた空調設備の建設工事（当該空調設備に附帯する工事を含む。）
3	施主代行業務	施主が、施行管理能力を有する者に委託する、基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行（入札等の実務、工事の施工業者の選定の補助等の業務を含む。）、施工管理等の業務

農産物を貯蔵又は予冷する施設



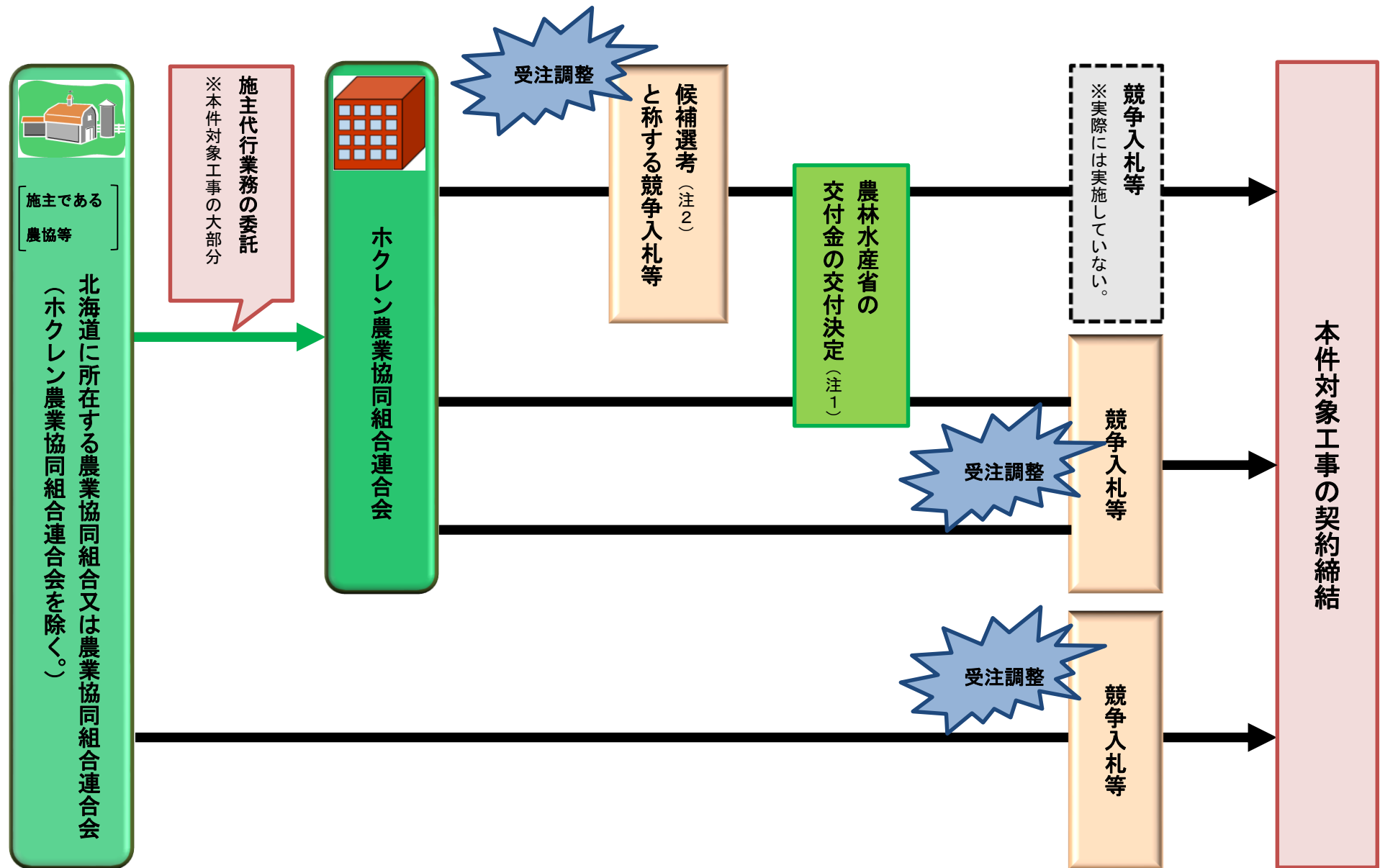
【低温空調設備工事】

農産物を貯蔵又は予冷（注）する施設において、農産物の品質を維持することを目的として、当該施設内の温度又は湿度を調節するために設置される空調設備の建設工事をいう。

（注） 貯蔵 ⇒ 穀類（米・豆）、じゃがいも、玉ねぎなどを長期間保管すること

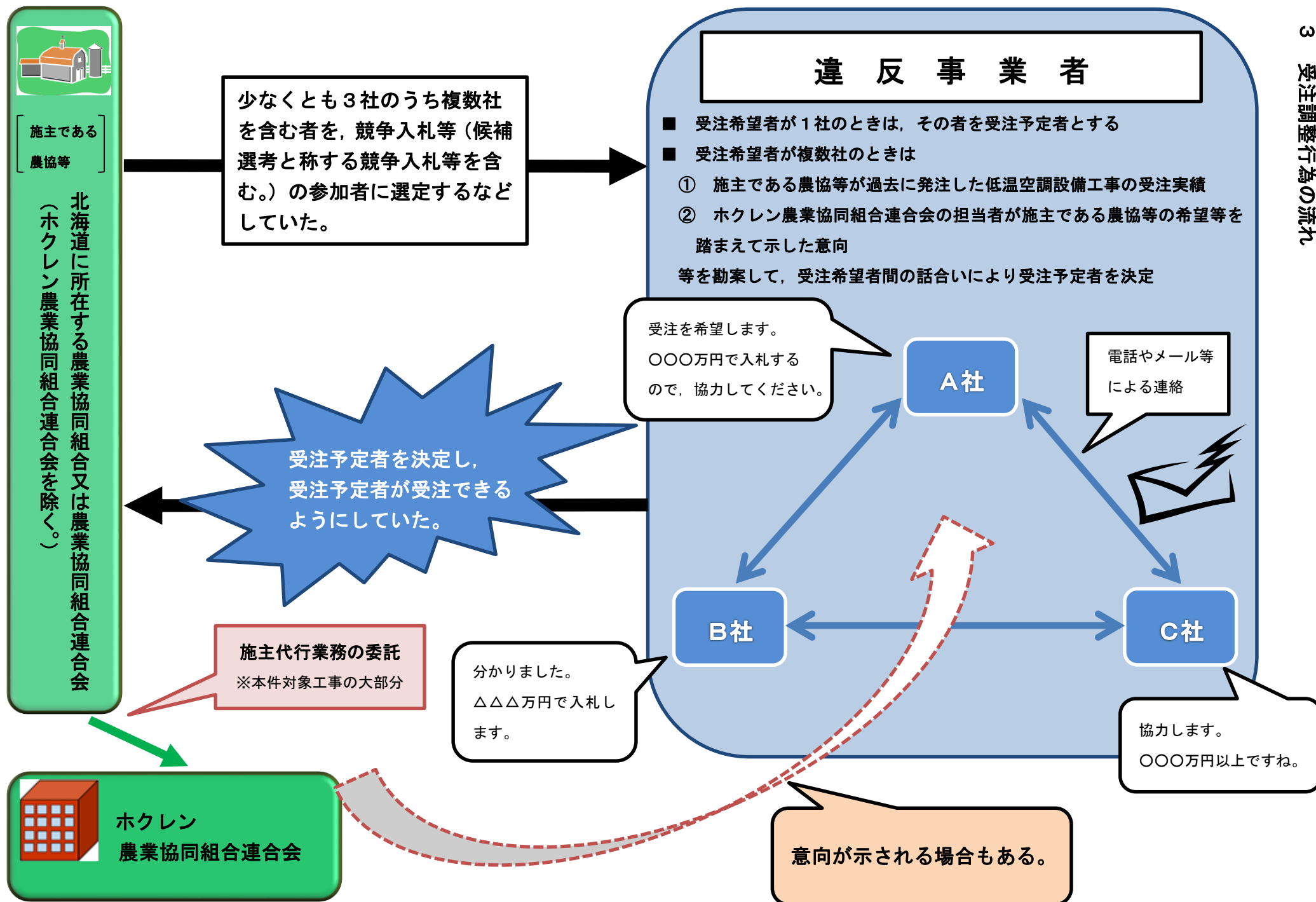
予冷 ⇒ トマト、葉物野菜などを出荷の前に、鮮度を保つために、あらかじめ冷やすこと

2 本件対象工事の発注の流れ



(注1) 農林水産省は、農協等が交付金の交付を受けようとする低温空調設備工事について、原則として、交付金の交付決定後に入札を行うものとしていた。

(注2) 農協等は、交付金の交付決定後に低温空調設備工事の入札を行った場合には自らが設定した期日までに当該工事を完了させることが困難と見込まれるものについて、交付金の交付決定前に候補選考と称して指名競争見積又は見積り合わせを実施していた。



4 最近の受注調整（民需）事件

件 名 措置年月日	内 容
平成26年（措）第1号及び第2号 関西電力㈱が発注する架空送電工事及び地中送電工事の工事業者に対する件 平成26年1月31日	関西電力発注の特定架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第1号）
	関西電力発注の特定地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第2号）
平成25年（措）第11号～第15号 東京電力㈱が発注する架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件 平成25年12月20日	東京電力本店等発注の特定架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第11号）
	東京電力東ブロック発注の特定架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第12号）
	東京電力西ブロック発注の特定架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第13号）
	東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第14号）
	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第15号）
平成25年（措）第1号～第5号 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件 平成25年3月22日	日産自動車等発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第1号）
	トヨタ自動車発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第2号）
	富士重工業発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第3号）
	三菱自動車工業発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第4号）
	マツダ発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第5号）

件 名 措置年月日	内 容
平成２４年（措）第１３号～第 ２１号 自動車メーカーが発注する自動 車用部品の見積り合わせの参加 業者らに対する件 平成２４年１１月２２日	本田技研工業発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１３号）
	スズキ発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１４号）
	本田技研工業発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１５号）
	スズキ発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１６号）
	スズキ発注の特定自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１７号）
	日産自動車等発注の特定自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１８号）
	富士重工業発注の特定自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第１９号）
	本田技研工業発注の特定自動車用ラジエータ及び電動ファンについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第２０号）
平成２４年（措）第８号 ＥＰＳブロックの製造業者及び 販売業者に対する件 平成２４年９月２４日	建設業者に販売する特定ＥＰＳブロックについて、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第８号）

5 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑳ （略）

6 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

（注）カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項※）。

※ 独占禁止法第7条の2第25項の規定は、平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日）以後に立入検査又は臨検、搜索若しくは差押えが行われた事件（立入検査等が行われなかったときは、課徴金納付命令の事前通知が行われた事件）から適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条第4項）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	=	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項）。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

- （注）1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。
- 2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2第7項）。
- 3 「主導的役割」の課徴金算定率（※）は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継

統的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価，供給量，購入量，市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。

※ 「主導的役割」の課徴金算定率は，「主導的役割」に該当する行為（第7条の2第8項各号に規定する行為）が平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日。以下「施行日」という。）前に既になくなっているときは，適用されない（平成21年独占禁止法改正法附則第6条第1項）。また，違反行為が施行日前に開始され，施行日以後になくなったものである場合において，「主導的役割」に該当する行為が施行日以後に行われたときは，当該違反行為のうち施行日以後に係るもののみに「主導的役割」の課徴金算定率が適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条第2項）。

4 「再度＋主導」の課徴金算定率は，「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。

5 違反事業者が，同一事件について，罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは，課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は，減額後の課徴金額）から，罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし，課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき，又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは，課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について，その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合，課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

(注) 1 課徴金減免制度は，調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし，調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。

2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に，公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては，課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。